【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成26年11月4日

【計算期間】 第1期計算期間(自 平成26年2月6日 至 平成26年8月5日)

【ファンド名】 UBSスイス株式オープン

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03-5293-3667

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてスイス取引所に上場している企業の株式に投資を行うことによって、信託財産の中長期的な 成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

5,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 株式に属します。 以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

	ー度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託 財産とともに運用されるファンド
E	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの
海外	・ 組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
株式	・ 組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公社債券 不動産投信 その他債券 不動産投信 その他資産 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年6回 年6回 (年12回 (毎日 ク その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジアコヤ マーン マーン マーシング エマージング	あり なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

目論見	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの					
株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの					
年2回	年2回決算する					
欧州	組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする					
1 .	- 為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを 行う旨の記載がないもの					

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp)をご覧ください。

1 主としてスイスの株式に投資を行います。

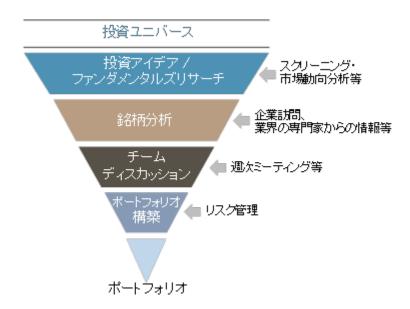
- 主としてスイス取引所に上場している企業の株式に投資を行います。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 2 優れた技術力、ブランド力によって、グローバルに競争力の高い事業を展開するスイス企業を中心に、中長期的な収益成長力に照らして投資妙味が高いと判断される銘柄を組み入れます。
- 3 運用は、UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)が 行います。
 - UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)は、委託会社の親会社であるUBS AG (スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関)の資産運用部門です。

運用体制とプロセス

<運用体制>

- 当ファンドの運用は、UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)の株式運用 チームが運用を担当します。
 - ・委託先名称: UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)
 - ・委託の内容:有価証券等および通貨の運用

<運用プロセス>



2014年9月末現在

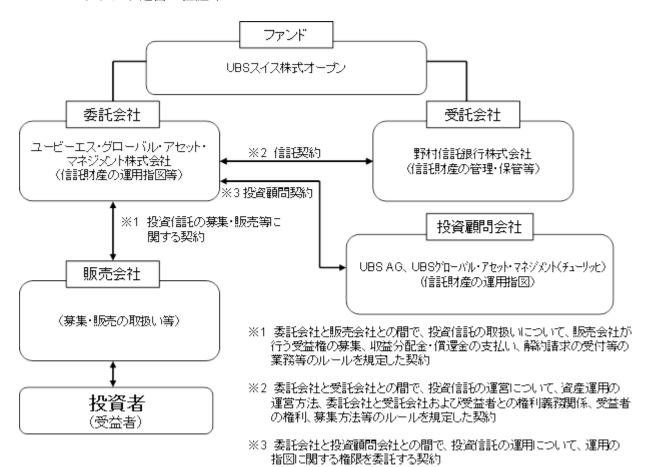
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成26年2月6日 信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み



委託会社の概況(平成26年9月末日現在)

1)資本金 22億円

2)沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 平成12年7月 1日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に 商号変更 平成14年4月 8日

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、スイス取引所に上場している企業の株式に投資を行うことによって、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンダメンタルズリサーチに基づく銘柄分析を行い、中長期的な収益成長力に照らして投資妙味が高いと判断される銘柄を組み入れます。

株式の組入れに関しては高位を維持することを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント (チューリッヒ) に、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資 産とします。

- 1.特定資産
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「(5)投資制限 その他の投資制限のうち、(先物取引等の運用指図)、(スワップ取引の運用指図)および(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
 - 二.金銭債権
- 2.特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

[有価証券]

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 8.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 9.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 10.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2から7までの性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規 定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができま す。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

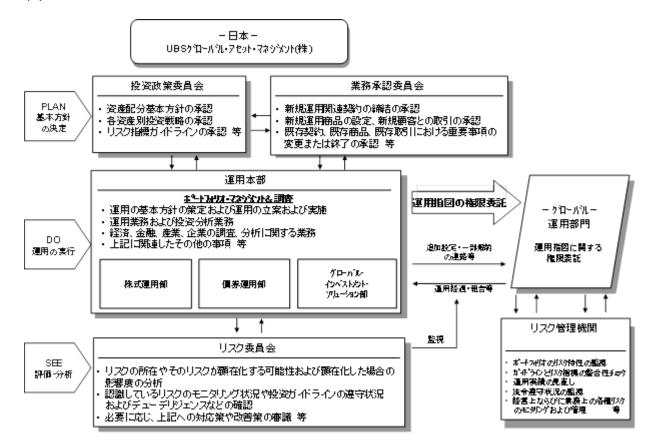
前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

信用取引、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入れ、外国為替予約、資金の借入れ等の指図を行うことができます。

詳しくは、後記「(5)投資制限」をご覧ください。

(3)【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成26年9月末日現在)

< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(15~20名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織> 投資政策委員会:

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会:

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎決算時(原則として毎年2月5日および8月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を 行います。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払い します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として無手数料で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

その他の投資制限

(投資する株式等の範囲)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が 投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行う ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売り出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券 先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先 物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプ ション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金 融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。な お、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を 行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(金融商品取引法第28条第8項第3号二および第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)等(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為 替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記(有価証券の借入れ)の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(外国為替予約の指図)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)、外国通貨表示の預金その他資産をいいます。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(資金の借入れ)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合 の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金 の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、また は取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方 針に沿った運用が困難となる場合があります。

流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、スイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と 同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付および換金のお申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

クーリング・オフ

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・ オフ)の適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当す

る場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があり ます。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の 減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切 り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約 者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した 資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありませ ん。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78% (税抜3.5%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2)【換金(解約)手数料】

・換金手数料: ありません。

・信託財産留保額: 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6902%(税抜年率1.565%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)

委託会社	販売会社	受託会社
0.700%	0.800%	0.065%

投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に 係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等 は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注)前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% (注) および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません。)を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% (注) および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合は確定申告は不要です。

(注)平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離 課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

<少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座(以下「NISA口座」ということがあります。)を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意 ください。

- ・ NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- ・ 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%^(注))の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

(注)平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

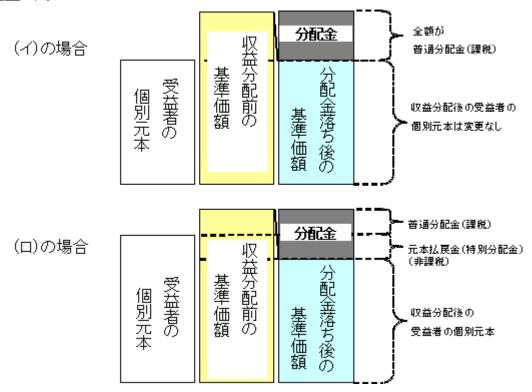
分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が分配金を受け取る際、

- (イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	费用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%(税抜3.5%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額をご負担いただ きます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用			
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の続資産総額に <u>年率1.6902%</u> 配分は以下の通りです。(税抜、年率		<u>565%)</u> を乗じて行	得た額とします。
		委託会社 販売会 0.700% 0.800		受託会社 0.065%	
		※運用管理費用(信託報酬)は、 払われます。※投資顧問会社(運用指図権限から支払われます。	= = 80 - 25	8 8 3536	
	その他の費用・手数料	・監査費用および法定手続き(書類に 資産総額に対して上限年率0.1%): ※原則として、毎計算期末または信 ・信託財産に関する租税、組入有価証 どが、原則として費用発生の都度、 ※信託財産の規模、取引量等によ 示することができません。	を間接的にこ 記終了のと [券の売買委 ファンドから	グ負担いただく場合 きファンドから支 託手数料、外国 支払われます。	合があります。 払われます。 での資産の保管費用な

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なります ので、表示することができません。

[税金]

- ◎税金は表に記載の時期に適用されます。
- ◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は平成26年9月末現在のものです。
 ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式 投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方 で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問 い合わせください。
- ※法人の場合は上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家 等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2014年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	スイス	916,412,796	100.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,446,419	0.37
合計 (純資産総額)	-	912,966,377	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年9月30日現在)

	(2014年9月30日現在)								
国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ライフサ イエンス	17,777	9,223.01	163,957,501	10,252.73	182,262,906	19.96
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	22,186	7,740.03	171,720,396	8,008.87	177,684,834	19.46
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ライフサ イエンス	4,863	30,360.06	147,641,018	32,300.14	157,075,625	17.20
スイス	株式	UBS AG-REG	各種金融	27,274	1,800.51	49,107,346	1,925.12	52,505,753	5.75
スイス	株式	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	3,949	9,813.99	38,755,455	9,090.53	35,898,503	3.93
スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	11,998	2,388.57	28,658,084	2,465.95	29,586,469	3.24
スイス	株式	SYNGENTA AG-REG	素材	822	37,004.30	30,417,537	35,050.32	28,811,365	3.15
スイス	株式	SWISS RE AG	保険	2,715	8,799.89	23,891,702	8,768.33	23,806,027	2.60
スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	6,509	2,863.60	18,639,216	3,020.58	19,661,004	2.15
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	562	30,556.73	17,172,885	32,702.89	18,379,026	2.01
スイス	株式	ADECCO SA-REG	商業・専門サービス	2,424	7,771.94	18,839,202	7,422.01	17,990,964	1.97
スイス	株式	ARYZTA AG	食品・飲料・タバコ	1,667	9,484.96	15,811,435	9,320.67	15,537,557	1.70
スイス	株式	HOLCIM LTD-REG	素材	1,939	8,311.83	16,116,641	7,922.56	15,361,862	1.68
スイス	株式	LONZA GROUP AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ライフサ イエンス	1,155	11,680.34	13,490,795	13,187.02	15,231,010	1.66
スイス	株式	BALOISE HOLDING AG-REG	保険	1,061	12,726.69	13,503,028	14,107.58	14,968,145	1.63
スイス	株式	SIKA AG-BR	素材	38	393,433.39	14,950,469	379,615.92	14,425,405	1.58
スイス	株式	ACTELION LTD-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ライフサ イエンス	1,127	12,770.51	14,392,369	12,784.27	14,407,880	1.57
スイス	株式	DKSH HOLDING LIMITED	商業・専門サービス	1,364	8,213.34	11,202,998	8,135.44	11,096,752	1.21
スイス	株式	HELVETIA HOLDING AG-REG	保険	183	51,153.78	9,361,142	53,795.22	9,844,526	1.07
スイス	株式	SWATCH GROUP AG/THE-REG	耐久消費財・アパレル	976	10,376.10	10,127,075	9,683.14	9,450,745	1.03
スイス	株式	OC OERLIKON CORP AG-REG	資本財	6,781	1,416.53	9,605,549	1,386.59	9,402,491	1.02
スイス	株式	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	保険	328	24,364.87	7,991,678	26,258.97	8,612,943	0.94
スイス	株式	GEORG FISCHER AG-REG	資本財	130	66,711.52	8,672,498	64,784.40	8,421,973	0.92

スイス	株式	CLARIANT AG-REG	素材	3,686	1,878.71	6,924,957	1,851.47	6,824,542	0.74
スイス	株式	DUFRY AG-REG	小売	409	17,684.85	7,233,105	16,535.55	6,763,044	0.74
スイス	株式	SFS GROUP AG	資本財	607	7,779.19	4,721,973	7,767.22	4,714,706	0.51
スイス	株式	EFG INTERNATIONAL AG	各種金融	4,255	1,205.44	5,129,153	1,088.56	4,631,832	0.50
スイス	株式	KUONI REISEN HLDG-REG(CAT B)	消費者サービス	103	34,066.02	3,508,801	29,659.29	3,054,907	0.33

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(2014年9月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	素材	7.16
		資本財	5.70
		商業・専門サービス	3.18
		耐久消費財・アパレル	4.96
		消費者サービス	0.33
		小売	0.74
		食品・飲料・タバコ	21.16
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	40.41
		各種金融	8.41
		保険	8.28
合計			100.37

- (注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。
- (注)当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2014年9月30日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

(為替予約取引)

(2014年9月30日現在)

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	スイス・フラン	買建	208,700.00	24,013,022	24,013,022	2.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2014年9月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間末 (2014年8月5日)	601	616	1.0030	1.0280
2014年2月末日	459	-	1.0564	-
2014年3月末日	461		1.0605	

2014年4月末日	515	1.0727	
2014年5月末日	587	1.0808	
2014年6月末日	623	1.0654	
2014年7月末日	629	1.0521	
2014年8月末日	741	1.0411	
2014年9月30日	912	1.0675	

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0250

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間	2.8

(4)【設定及び解約の実績】

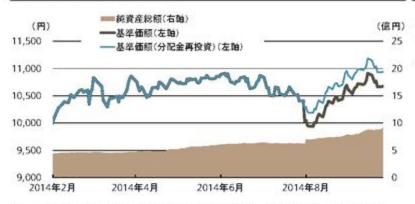
期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	602,157,547	2,734,147

- (注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
- (注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報>

基準価額・純資産の推移(2014年9月30日現在)

分配の推移(1万口当たり、税引前)



2014年8月	250円
設定来累計	250円

※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後、税引前分配金を再投資 したものとして算出。

主要な資産の状況(2014年9月30日現在)

組入上位10銘柄

	AT A COUNTY		
	銘柄名	業種	投資比率
1	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19.96%
2	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	19.94%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	17.20%
4	UBS AG-REG	各種金融	5.75%
5	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	3.93%
6	ABB LTD-REG	資本財	3.24%
7	SYNGENTA AG-REG	素材	3.15%
8	SWISS RE AG	保険	2.60%
9	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	2.15%
10	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	2.01%

※投資比率はファンドの純資産総額に占める割合。

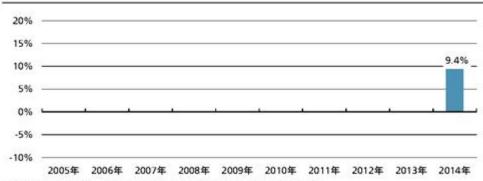
※業種は、ブルームパーグ業種分類に基づいています。

業種別投資比率

北 坪	投資比率
素材	7.16%
資本財	5.70%
商業・専門サービス	3.18%
耐久消費財・アパレル	4.96%
消費者サービス	0.33%
小売	0.74%
食品・飲料・タバコ	21.16%
医薬品・バイオテクノロジー・ライ フサイエンス	40.41%
各種金融	8.41%
保険	8.28%
合計 ^(II)	100.37%

(注) 当ファンドの追加・関係と有価証券売買の計上タイ ミングがずれること等により、一時的に100% 起の 数値となる場合があります。

年間収益率の推移(2014年9月30日現在)



※2014年については、当初設定日(2014年2月6日)から9月末までの騒落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(申込期間)

・ 平成26年2月6日から平成27年5月1日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(買付申込の受付け)

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会 社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。
- ・「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。)を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に かかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金 の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を 行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等 の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知 を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法 の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社 は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(買付単位)

・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(買付価額)

・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(当初元本1口=1円)

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基 準価額とします。

(買付代金の支払い)

・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

(買付申込受付けの中止等)

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込を取消すことがあります。

(買付申込不可日)

・ 買付申込日がスイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、買付申 込は受付けません。

2【換金(解約)手続等】

(換金申込の受付け)

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- (注)換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(換金単位)

・ 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(換金価額)

・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(換金代金の支払い)

・ 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

(換金申込受付けの中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。
- ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

(換金申込不可日)

・ 換金申込日がスイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込は受付けません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(基準価額の算定)

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって 時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金 額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産(外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。)の円換算について は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を 発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成26年2月6日から平成36年2月5日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、後記「(5) その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月6日から8月5日まで、および8月6日から翌年2月5日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。

(5)【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年2月および8月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して 交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項(前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利 義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方か ら別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. 投資顧問会社との投資顧問契約は、信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、 相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日目まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して 一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求 する権利を有します。

(5) 信託約款の解約または重要な約款変更に異議を述べ受益権の買取りを請求する権利(反対者の買取請求権)

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。なお、第1期計算期間は信託約款第39条により、平成26年2月6日から平成26年8月5日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成26年2月6日から平成26年8月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

UBSスイス株式オープン (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	当期 平成26年 8月 5日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,190,900
株式	677,841,593
未収入金	1,736,382
未収利息	24
流動資産合計	724,768,899
資産合計	724,768,899
負債の部	
流動負債	
未払金	104,096,534
未払収益分配金	14,985,585
未払受託者報酬	184,405
未払委託者報酬	4,255,479
その他未払費用	43,789
流動負債合計	123,565,792
負債合計	123,565,792
純資産の部	
元本等	
元本	599,423,400
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,779,707
(分配準備積立金)	1,628,939
元本等合計	601,203,107
純資産合計	601,203,107
負債純資産合計	724,768,899

(2)【損益及び剰余金計算書】

2)【損益及び剰余金計算書】		(単位:円)
	自 至	当期 平成26年 2月 6日 平成26年 8月 5日
営業収益		
受取配当金		5,929,733
受取利息		2,090
有価証券売買等損益		2,434,427
為替差損益		1,308,025
営業収益合計		9,674,275
営業費用		
受託者報酬		184,405
委託者報酬		4,255,479
その他費用		849,638
営業費用合計		5,289,522
営業利益又は営業損失()		4,384,753
経常利益又は経常損失()		4,384,753
当期純利益又は当期純損失()		4,384,753
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		108,761
期首剰余金又は期首欠損金()		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,545,134
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		12,545,134
剰余金減少額又は欠損金増加額		55,834
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		55,834
分配金		14,985,585
期末剰余金又は期末欠損金()		1,779,707

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
項目	当期 平成26年 8月 5日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	599,423,400□
2.計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0030円 (10,030円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期		
自	平成26年	2月	6日
至	平成26年	8月	5⊟

1.分配金の計算過程

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,646,941円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(1,629,051円)、信託約款に規定される収益調整金(12,489,300円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、16,765,292円(1万口当たり279円)であり、うち14,985,585円(1万口当たり250円)を分配金額としております。

2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

報酬対象期間の日々におけるファンドの受益証券の純資産総額に年率0.21%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

. 金融商品の状况に関する事項	
項目	当期 自 平成26年 2月 6日 至 平成26年 8月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式等、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資用部では、投資用が対象、で運用が対象ででは、運用ができるででででででででででででででででででででででででででででででででででで

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年 8月 5日現在				
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されている ため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり ません。				

2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融 商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 については、短期間で決済されることから、帳 簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価 額を時価としております。	
	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有 価証券の評価基準及び評価方法」に記載してお ります。	
	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載してお ります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

スロリロ画能力		
種類	当期 平成26年 8月 5日現在	
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	
株式	2,285,021	
合計	2,285,021	

(デリバティブ取引等に関する注記) 当期(平成26年8月5日現在) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 当期 (自 平成26年 2月 6日 至 平成26年 8月 5日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自 平成26年 2月 6日 至 平成26年 8月 5日
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	435,000,000円 167,157,547円 2,734,147円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
世貝 	型有作为 		単価	金額	佣伤
スイス・	CLARIANT AG-REG	3,010	16.33	49,153.30	
フラン	HOLCIM LTD-REG	1,539	72.45	111,500.55	
	SIKA AG-BR	30	3,432.00	102,960.00	
	SYNGENTA AG-REG	762	322.30	245,592.60	
	ABB LTD-REG	9,373	20.62	193,271.26	

			i i	有価証券報告書	(内国投資
GE	EORG FISCHER AG-REG	103	575.50	59,276.50	
00	C OERLIKON CORP AG-REG	5,389	12.25	66,015.25	
SF	FS GROUP AG	450	67.30	30,285.00	
A	DECCO SA-REG	1,925	67.55	130,033.75	
1	OMPAGNIE FINANCIERE ICHEMON-REG	3,090	85.40	263,886.00	
SI	NATCH GROUP AG/THE-REG	778	89.95	69,981.10	
1	JONI REISEN HLDG-REG CAT B)	87	302.75	26,339.25	
DI	JFRY AG-REG	334	154.10	51,469.40	
AF	RYZTA AG	1,323	82.65	109,345.95	
NE	ESTLE SA-REG	18,010	66.55	1,198,565.50	
A	CTELION LTD-REG	894	111.10	99,323.40	
	ONZA GROUP AG-REG	917	99.05	90,828.85	
N	OVARTIS AG-REG	13,996	78.55	1,099,385.80	
1	OCHE HOLDING AG- ENUSSCHEIN	3,828	261.10	999,490.80	
V	ALIANT HOLDING AG-REG	167	84.05	14,036.35	
1	REDIT SUISSE GROUP AG- EG	5,172	24.68	127,644.96	
EF	FG INTERNATIONAL AG	3,342	10.60	35,425.20	
UE	BS AG-REG	21,724	15.48	336,287.52	
BA	ALOISE HOLDING AG-REG	979	108.00	105,732.00	
HE	ELVETIA HOLDING AG-REG	126	439.50	55,377.00	
1	WISS LIFE HOLDING AG- EG	190	206.80	39,292.00	
SI	NISS RE AG	2,116	76.65	162,191.40	
ZU	JRICH INSURANCE GROUP G	446	262.10	116,896.60	
	小計		_	5,989,587.29	
	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(677,841,593)	
	合計			677,841,593	
	нн			(677,841,593)	

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

(注)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計額に 対する比率
スイス・フラン	株式	28銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成26年9月30日現在)

THE CHARGE TO SEE	<u> </u>
資産総額	986,473,162円
負債総額	73,506,785円
純資産総額(-)	912,966,377円
発行済口数	855,231,337□
1口当たり純資産額(/)	1.0675円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または 当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他 やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しませ ん。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、 受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗す ることができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割でき るものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(平成26年9月末日現在)

a 資本金の額 22億円

b 会社が発行する株式総数 86,400株 c 発行済株式総数 21,600株

d 資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。

e 会社の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

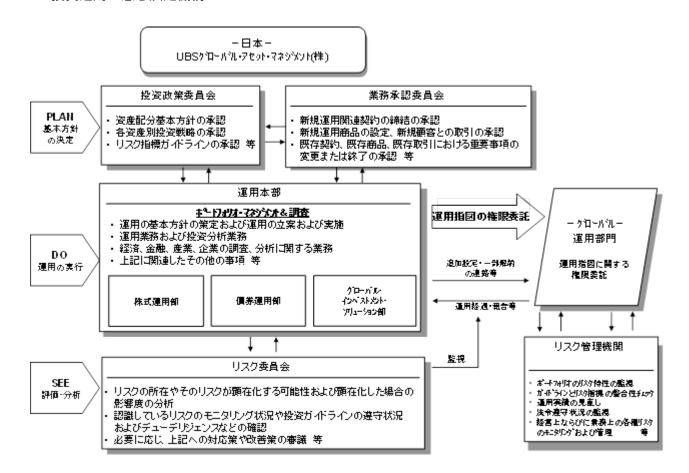
取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。



(平成26年9月末日現在)

上記は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年9月末日現在、以下のとおりです。 (ただし、親投資信託 は除きます。)

種類	ファンド数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	90	1,055,344
合計	90	1,055,344

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

#8 84		第1	8期	第1	9期
期 別		(平成25年	3月31日)	(平成26年	3月31日)
科目	注記番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
(資産の部) 流動資産					
現金・預金	*1		3,354,581		3,593,088
未収入金	*1		458,392		274,875
未収委託者報酬			1,451,992		1,471,950
未収運用受託報酬	*1		557,253		351,421
その他未収収益	*1		773,957		784,469
繰延税金資産			89,830		95,700
そ の 他			37,018		10,478
流 動 資 産 計			6,723,024		6,581,983
固定資産					
投資その他の資産			437,610		375,900
繰 延 税 金 資 産		417,610		355,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			437,610		375,900
資産合計			7,160,634		6,957,883

				<u> </u>	<u>叫訨夯報古書(内</u> 世
期別		第1	8期	第1	9期
נים ניפ		(平成25年3月31日)		(平成26年3月31日)	
料 目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
(負債の部)					
流 動 負 债					
預 り 金			372,353		178,599
未 払 金			-		96,973
未 払 費 用	*1		1,675,669		1,471,238
未 払 消 費 税			34,551		31,430
未払法人税等			489,884		593,891
黄 与 引 当 金			114,351		158,967
そ の 他			2,294		7,719
流 動 負 债 計			2,689,104		2,538,821
固定負债					
退 職 給 付 引 当 金			226,251		145,141
固定負债計			226,251		145,141
負债合計			2,915,356		2,683,962
(純資産の部)					
株主資本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,045,278		2,073,920
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
繰越利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
純 資 産 合 計			4,245,278		4,273,920
負債・純資産合計			7,160,634		6,957,883

(2)【損益計算書】

		*	18期	\$	519期
期別			4年4月 1日)		,,,ッ,,,,, 5年4月1日)
774 774			5年3月31日	l I	6年3月31日
	注記				
料 目	番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
営業収益					
			9,270,358		9,019,887
運用受託報酬	*1		1,586,058		1,306,649
その他営業収益	*1		2,139,484		2,316,745
営業収益計			12,995,901		12,643,283
営業			.2,000,001		1 2/2 10/200
支払手数料			4,688,873		4,407,229
広告宣伝费			108,267		86,395
			88,373		95,783
Manage			105,939		174,855
通信费		7,470	,,,,,,,	9,679	111,000
印刷费		1,330		40,042	
協会費		13,240		13,793	
そ の 他	*1	83,898		111,340	
営業 サ 用 計	.		4,991,454	,	4,764,264
一般管理费			,,,,,,,,,,		4 1,20 1
M			2,673,693		2,583,994
役員報酬		215,114		219,904	2,555,550
給料・手当	*1	1,737,508		1,636,386	
世 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	'	721,070		727,702	
交際數		. 2 1,0 10	87,508	. 27,132	98,959
旅			82,826		90,322
租税公課			36,161		36,099
不動產賃借料			348,848		248,841
退職給付费用			152,133		83,238
事務委託费	*1		2,019,103		1,990,735
諸経安			66,771		94,901
一般管理费計			5,467,047		5,227,092
営業利益			2,537,400		2,651,926
営業外収益					
受 取 利 息		284		415	
為 萘 差 益		-		49,982	
雑 収 入		82		1,965	
営業外収益計			367		52,363
営業外					
為 莕 差 損		19,768		-	
雑 損 失				53	
営業外			19,768		53
経 常 利 益			2,517,999		2,704,235
特別損失					
ファンド関連要用償却損		_		98,750	
特別損失計			_		98,750
			0.517.000		
税 引 前 当 期 純 利 益			2,517,999		2,605,484
法人税、住民税及び事業税			960,280		1,026,282
法人税等調整額			78,420		55,840
当期 鈍 利益			1,479,299		1,523,362

(3)【株主資本等変動計算書】

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
	資本金	利	利益剰余金			
		和光準供合	その他利益剰余金			
		利益準備金 	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,715,979	5,465,979	5,465,979	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			2,700,000	2,700,000	2,700,000	
当期純利益			1,479,299	1,479,299	1,479,299	
事業年度中の変動額合計			1,220,700	1,220,700	1,220,700	
当期末残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278	

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
	資本金	利	利益剰余金			
		刊光淮供令	で その他利益剰余金			
		利益準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			1,494,720	1,494,720	1,494,720	
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362	
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642	
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	4,273,920	4,273,920	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第18期	第19期
(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
6,006千円	5,092千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、支給倍率 基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位:千円)

		(1121113)
	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
現金・預金	286,996	200,740
未収入金	-	6,358
未収運用受託報酬	11,206	34,968
その他未収収益	239,146	140,489
未払費用	88,662	87,064

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供 に伴う報酬を計上しております。

(単位:千円)

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
運用受託報酬	12,315	41,667
その他営業収益	312,524	287,882
営業雑経費 その他	67,498	42,504
給料・手当	6,984	11,082
事務委託費	241,352	223,284

(株主資本等変動計算書関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	21,600		-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	21,600	ı	ı	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資 信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第18期 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬		3,354,581 1,451,992 557,253	3,354,581 1,451,992 557,253	
その他未収収益	資産計	773,957 6,137,783	773,957 6,137,783	
未払費用 未払法人税等		1,675,669	1,675,669 489,884	-
水瓜瓜八杭寺	負債計	489,884 2,165,553	2,165,553	-

第19期 (平成26年3月31日)

(単位:千円)

	>15.0703 (17.50=01.07.30	· - /			(112.113)
			貸借対照表計上額	時価	差額
I	現金・預金		3,593,088	3,593,088	-
-	未収委託者報酬		1,471,950	1,471,950	-
-	未収運用受託報酬		351,421	351,421	-
-	その他未収収益		784,469	784,469	
-		資産計	6,200,929	6,200,929	-
-	未払費用		1,471,238	1,471,238	-
-	未払法人税等		593,891	593,891	<u>-</u>
-	į	負債計	2,065,130	2,065,130	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 その他未収収益 合記	3,354,581 1,451,992 557,253 <u>773,957</u> 6,137,783	.

第19期 (平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 その他未収収益 合計	3,593,088 1,471,950 351,421 	

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

(1) 退職給付債務	1,140,689
(2) 年金資産	914,437
(3) 退職給付引当金	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

		(+12:113)
(1) 勤務費用		143,801
(2) 利息費用		7,914
(3) 期待運用収益		2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額		29,824
(5) 過去勤務債務		
	小計	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額		9,606
(7) 特別退職金		23,613
	合計	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率 0.395%

(3) 期待運用収益率 0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(+12,113)
退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	12,800
退職給付の支払額	173,911
過去勤務費用の当期発生額	

退職給付債務の期末残高	1,093,492
-------------	-----------

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	173,911
年金資産の期末残高	948,351

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	948,351
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	<u>-</u> _
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	<u>145,141</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の費用処理額	79,950
過去勤務費用の費用処理額	
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

⁽注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 80% 株式 17% その他 3% 合計 100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)		
繰 延 税 金 資 産				
未 払 費 用	5,970	550		
未払事務所税	2,750	2,550		
減価償却超過額	18,760	14,100		
未払事業税	41,120	41,350		
株式報酬費用	196,020	190,850		
退職給付引当金	201,060	149,200		
賞与引当金	39,980	51,250		
その他	1,780	1,750		
評価性引当額	-	-		
合計	507,440	451,600		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.13%	2.75%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.47%
その他	0.11%	0.30%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	41.25%	41.53%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。 これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額は 12,128千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額は同額増加しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。 (注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,502,229千円	投資運用

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,449,556千円	投資運用

- (注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
- (*1) UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 親会社

楓類	余社等の名称 又は氏名	所在地	資本金文は 出資金	事業の内容 又は職業	建決権の所有 (被所有/割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (平円)	料目	期未悉高 (干円)
机 余社	ユービーエネエイダー (ロンド/延券駅引 所他上場)	Ҳ҈҈҈҉҈ҳ ҈ Ӌ ӯ ҍ	3.8億2イ275ン	銀行、 証券業務	(披所有}100%	会族の個人れ、資 産運用業務及びそれに関する事務委 れに関する事務委 誘等、人件費	会族の段入れ 増加 減少	2,5200e7 4,918,889	現金・積金	298,358
							通用受託報酬 その他言葉収益	12315 312,524	本収運用受許報酬 その他本収収益	11,20e 239,14e
							給料 手当	6984	未抵費用	88,882
							富素雑賞用-その他	e7,498		
							黄冠突疮事	241,352		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社

								1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	証券報告書(内	<u> 到权具活动</u>
程項	余社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	歴決権の所有 (被所有/割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (干円)	料目	期末級高 (平円)
氨						資産運用業務	通用使料用原	389	未収入会	457,785
	1-E-12###	東京都干代田区					人件賞(受取)	49891	4400	100,000
	株式会社	大手町	744億円	証券業	なし	人件賞、社会保険	常和实施事	325,214	未抵費用	271915
						料などの立書	不動產實債料	323,504	ACIME/III	27,310
							11/34/XEE/184 1	323,004		
÷	UBS Fund Management (Switzerland) AG	%1%- \^`-t * 1 6	1百万次(27分)	資産運用業	なし	資産運用業務	通用受料和原	4,787	未以運用更終報度	80
	UBS Global Assat					表象象系	その他言葉収益	183,078	その他未収収益	9,007
		#-28977-9815	199百万 オー25列がル	資產運用素	なし	資産運用業務及 が、それに関する	**		+ v # m	120,085
	(Australia) Utd		4-20-2777-20			事務委託等	常和安保事	373,834	未抵費用	120,085
						承集集 系	その他言葉収益	19380	その他未収収益	10,892
	UBS Global Asset		4百万			原来来研 資産運用素務及				'
社	Management (Singapore) Ltd	∳ን ሰ ቴ"– ル	sons-uru	資産運用業	1 ಬ	び、それに関する 事務契託等	賞和突傷事	183,258	未抵費用	98,829
						茶果果茶	通用受托報酬	34,138	未以通用变积和原	10,873
	UBS Global Asset	朝国・ □环ン	125百万	***	45.1	かままれて 資産運用素務及				'
	Management (UK)	ME	英国ボンド	資産運用業	なし	び、それに関する	その他言葉収益	149,327	その他未収収益	71,920
						等和契格等	海孔线格单	208,185	未抵費用	155,798
Ø	UBS Global Asset									
	Management	英国・0米ン	1514百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件賞の立書	人件徵(受取)	827	未収入金	827
	Holding Utd		*GW 71.							
						孫衆衆系	通用受託報酬	31,580	未收運用受許報度	9,823
	UBS Global Asset				L	資產運用業務及	その他言葉収益	409,885	その他未収収益	144,380
	Management (Americas) Inc.	米国ウルのトン	1米国 的/	資産運用業	なし	び、それに関する 事務契託等	事務契託賞	238,370	未抵費用	103,590
Ŧ	(2014102782					人件賞の立書	拾料 手当	38		
т	UBS Alternative									
	and Quantitative	米国ウルのわ	10万米国 ドル	資産運用業	ಜಿಟ	表象象系	その他言葉収益	858,885	その他未収収益	189,352
	Drivesbeents LLC									
							通用使料租所	141,199	未收運用受許報度	78,888
	UBS O'Connor ILC	米国・デラウェナ	1百万米国ドル	資產運用素	なし	資産運用業務 及び悪業業務	その他言葉収益	379,019	その他未収収益	93,403
						24 O More areas	C031DE3K-042	512,212	C 051D1-000A	,
*	UBS O'Connor									
	Drivestors LLC	米国・デラウエナ	23万米国ドル	資産運用業	ಬ ಟ	資産運用業務	運用使訊報廳	26;318	未收運用受許報度	28,318
	UBS Rund		10百万	l						
	Management (Luxemboury) S.A.	ルクセンブルゲ	1-0	資產運用素	なし	資產運用業務	運用使訊報廳	28,874	-	-
	(TIMEMBOURE) Z.V.									
社	UBS/Gemolate									
	Dwestment Management	モーバッパ共和国 ・ボーチルイス	2万米国ドル	資產運用業	なし	孫集集系	その他富柔収益	8443	その他未収収益	1,798
	Management Limited	**								
	UBS Global Assat					T	2.00 T 0 Id4	39,181	2.00mm1d1d4	14,087
	Management		25百万			展集集務 資產運用集務及	その他書業収益	33(181	その他木状収益	14,087
	(HongKong)	香港	香港ドル	資産運用業	なし	び、それに関する	事務契託賞	30237	未抵費用	29,348
*	Limited					事務委託等				1

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1) 親会社

程氣	余社等の名称 又は氏名	所在地	資本金叉供出資金	事業の内容 又は職業	歴決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (平円)	料目	期未務實 (干円)
観念社	3-ゼーIXJ(ダー (ロンド/延身駅引 所他上場)	,	3.8億次4.87分)	銀行、証券 素務	(被所有)100%	金銭の領入れ、及信を通用乗換みる。 関係の領用乗換みる 事務を記事 作費	会協の侵入れ 増加 減少 通用受託報順 その他言素収益 言素強責用-その他 始料 事当 人件費(受取) 事務受託費	4,382,881 4,448,90,7 41,887 28,7,832 42,504	現金・報金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未抵費用	200,740 e,338 34,968 140,439 87,064

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社

程項	余社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又供出資金	事業の内容 又()乗業	歴決権の所有 (披所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (干円)	料目	期未務高 (干円)
氨	1-F-1%##	東京都干代田区				人件書, 社会保	事務委託賞 不動産関係賞	314,152 221,417	未収入金	297,549
	株式会社	大手町	484億円	証券業	なし	条件はどの立書 で		· ·	未抵費用	287,158
							人件費(受取)	44,445		
*	UBS Realty Divestors LLC	米国・ポストン	89百万米国ドル	資產運用業	なし	孫集集孫	その他言葉収益	7,528	その他未収収益	2,589
	UBS Global Asset		20百万			承集業務 資産運用業務及	その他書業収益	· '	その他未収収益	8,505
	Maragement (Australia) Ltd	オー終うりた外に一	#-%5-97 7 5%	資産運用業	ಭ	財産運用系統がび、それに関する事務委託等	事務委託賞 第二章	301,212	未抵費用	73,811
	UBS Global Asset		3.9百万			秦集集務 資産運用業務及	その他書業収益	28,990	その他未収収益	15,085
社	Management (Singapore) Ltd	∳シガ ポ −ル	97.41-14.46 97.41-14.46	資產運用業	ಭಟ	び、それに関する 事務委託等	事務委託賞	80,051	未抵費用	43,081
	UBS Global Assat		40			在未未来	通用更新報酬	20,508	未収運用受託報酬	10,597
	Management (UK)	英国・006つ	125百万 英国ポンド	資產運用業	なし	資 産運用業務及 び、それに関する	その他書業収益	237,798	その他未収収益	157,342
						事務委託等	事務委託賞	278,184	未抵費用	117,007
ø	UBS Global Asset Management Holding Utd	英国・004つ	151.3百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件賞の立書	人件數(受取)	10,415	未収入金	987
						表集集系	進用更終報度	32,830	未收運用受訊報度	5,199
	UBS Global Asset Management	米国・ウィルのわ	1米国ドル	資産運用業	なし	資產運用業務及		433,120	その他未収収益	155,072
	(Americas) Inc.					び、それに関する 事務委託等	事務委務書	353,109	未抵費用	78,157
7	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルシドン	10万米国ドル	資產運用素	なし	孫衆衆孫	その他言葉収益	772377	その他未収収益	201,288
	UBS O'Connor LLC	米国・幼ゴ	1百万米国的ル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び素業業務	その他言葉収益	384,855	その他未収収益	102,441
æ	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルゲ	13百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	通用受託報酬	38,037	_	-
	UBS / Gemdale Dwestmerk Management Limited	モザ外条共和国 ・ボールイ条	2万米国ドル	資産運用業	なし	孫業業務	その他言葉収益	4,711	その他未収収益	3,676
社	UBS Global Asset					孫集業系	その他言葉収益	22,144		
	Management (HongKong) Limited	香港	130百万 香港ドル	資産運用業	なし	資産運用素務及 び、それに関する 事務委託等	黄 孺委 侥 事	32,153	未抵費用	14,917
*	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ቶች(9•75)/ሳፖለቆ• ታሴ•ዌ()	78百万ユーロ	資産運用業	ಭಟ	資産運用業務	通用受許和原	3,878	木权運用受託租赁	3,878

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	196,540円68銭	197,866円70銭
1株当たり当期純利益	68,486円06銭	70,526円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	1,479,299	1,523,362
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,479,299	1,523,362
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成26年3月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成26年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成26年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成26年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成26年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円 (平成26年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

(3)投資顧問会社

- 5	,					
	名称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事業の内容			
	UBS AG, UBSグローバル・ アセット・マネジメント (チューリッヒ)		有価証券投資サービスを総合的に、 かつグローバルに行っているスイス 国籍の総合銀行です。			

平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=115.07円)にて円換算

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(3) 投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図 を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社 該当事項はありません。
- (2) 販売会社 該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社 委託会社の株式を100%所有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下 の通りです。

平成26年4月24日

有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月19日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSスイス株式オープンの平成26年2月6日から平成26年8月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSスイス株式オープンの平成26年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人 又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。